

京都市告示第106号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金収納受託者とし、京都市大宮交通公園の使用料の徴収及び収納事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼
(建設局水と緑環境部緑地管理課)